

経営バイタル の強化書 KEIEI VITAL

今後の中小企業向け資金繰り支援 について確認しておきましょう!

今後の中小企業向け資金繰り支援について



コロナに焦点を当てた支援策は終了となりますが、コロナ禍の影響に苦しむ事業者への再生支援は強化され、円安等の経済情勢で苦しむ事業者向けの制度も継続となります。また、官民金融機関等に対しコロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等が要請されました。

経済産業省は、令和6年6月7日、今後の中小企業向け資金繰り支援について公表するとともに、関係省庁とともに、官民金融機関等に対しコロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等を要請しました※1。

公表された今後の中小企業向け資金繰り支援は、大きく、①今後の中小企業向け資金繰り支援について、②官民金融機関等に対する要請について、③事業再生情報ネットワークについてとなっています。③事業再生情報ネットワークについては、②官民金融機関等に対する要請についての中で触れられています。

① 今後の中小企業向け資金繰り支援について

感染状況等社会情勢の変化に応じて、コロナに焦点を当てた支援策は終了となりますが、今なお、コロナ禍の影響に苦しむ事業者への再生支援を強化し、円安等の経済情勢で苦しむ事業者向けの制度も継続されます。

具体的には以下の通りです。

(1) コロナ資金繰り支援

「コロナセーフティネット保証4号」・「コロナ借換保証」は本年6月末で終了となりますが、小規模事業者に対しては、コロナ前から措置されている「小口零細企業保証」(100%保証)を活用し、借換等の支援が行われます。なお、能登半島地震の影響が残る地域においては、「コロナ借換保証」が継続されます。その対象地域は、災害救助法適用地域をベースに、利用実績や復旧状況を踏まえつつ、本年7月以降3ヶ月毎に見直しが行われます。

【図1】中小企業向け資金繰り支援の全体像※2

(参考) 中小企業向け資金繰り支援の全体像			
	昨年9月末	6月末	12月末
民間金融機関等	追加・強化(セーフティネット保証4号) (売上▲20%・100%保証)	借換目的での利用は継続 ※新規融資のみでの利用は終了	※終了。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で災害セーフティネット保証4号を継続。
	コロナ借換保証 (100%保証は100%保証で継続) (保証料0.2%・上限1億円・保証期間10年)		※終了。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で継続。
政府系金融機関	経営改善・再生支援	経営改善サポート保証(コロナ対応) (100%保証は100%保証で継続)	6ヶ月の延長
	日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等・貸付額上限▲0.5%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%)	災害貸付金利を適用 (貸付▲0.5%を上限) した上で6ヶ月の延長(※)
	経営改善・再生支援	日本公庫等の コロナ資本性劣後ローン	限度額を引上げ(1000→1500)のうえ、6ヶ月延長
			6ヶ月の延長

※新用の設備融資資金は除く。5年貸付：中小事業：1.5% 国民事業：1.45% (24年6月時点)

(2) コロナ禍からの経営改善・再生を図るための資金繰り支援
「コロナ経営改善サポート保証」・「コロナ資本性劣後ローン」は、本年12月末まで延長されます。

また、関係機関による支援(信用保証協会向けの改正監督指針の運用開始等)も強化されます。

(3) 円安等に伴う資材費等の価格高騰対策

資材費等の価格高騰対策として実施されている日本公庫等の「セーフティネット貸付」は、本年12月末まで継続されます。

② 官民金融機関等に対する要請について

コロナ資金繰り支援の転換点を迎えていることを踏まえ、関係省庁とともに、官民金融機関等に対して事業者支援の徹底等が要請されました。要請された内容は、(1)コロナ資金繰り支援策の転換、(2)信用保証協会による支援の強化、(3)再生ファンド等の活用、(4)信用保証付融資における経営者保証、(5)事業再生情報ネットワークを活用した支援、(6)令和6年能登半島地震に関する事業者支援等となっています※3。

(1) コロナ資金繰り支援策の転換

事業者への資金繰り支援について、足下の資材費等の価格上昇や人手不足の影響、日本銀行の金融政策の枠組みの見直しに伴う今後の影響等も踏まえ、引き続き事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、今後の経営改善や事業再生に繋がるよう、丁寧かつ親身に対応すること。返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

民間金融機関においては、コロナ融資の返済が厳しい事業者については、コロナ借換保証制度は原則終了するものの、例えば、100%保証を100%保証で借換可能とする小口零細企業保証や、認定経営革新等支援機関(金融機関等)の支援を条件に保証料を低減する経営力強化保証(80%保証)等を活用し、コロナ融資の借換え等を通じて、資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、一般的な災害貸付金利を適用のうえ、本年12月末まで延長する新型コロナウイルス感染症特別貸付等において、引き続き、資金繰りに課題を抱える事業者の

ニーズを踏まえた対応を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を今後適用する際には、社会経済活動の正常化が進む中、改めて、コロナの影響や、中長期的な事業者の業況の回復や発展の見込みを確認し、適切に判断すること。

なお、事業者の利用実績等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、新規の設備資金融資を今般対象外とすることから、今後、設備資金融資のニーズに対しては、引き続き措置されている他の貸付制度を活用し対応すること。

また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等の経済環境を踏まえ、金利引下げ措置が本年12月末まで延長されたセーフティネット貸付(原材料価格高騰対策)等の活用を促進すること。

コロナ禍で債務が積み上がり、事業再生のニーズが高まっていることを踏まえ、経営改善・再生支援に資する資金繰り支援策の活用を検討すること。

具体的には、本年12月末まで期限を延長したコロナ経営改善サポート保証や日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用を検討すること。

コロナ経営改善サポート保証の利用要件となっている、経営サポート会議や経営改善計画策定支援事業等による事業再生計画の策定に際しては、金融機関と信用保証協会、中小企業活性化協議会等の支援機関が必要に応じて緊密に連携すること。

日本政策金融公庫等においては、小規模事業者も含め、引き続きコロナ資本性劣後ローンの利用促進に取り組むこと。

また、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善を促す観点からコロナ資本性劣後ローンが重要であることに鑑み、借換え等の相談に柔軟に応じるとともに、その中で支援を必要とする先について、時機を逸することがないよう関係機関とも連携しながら経営改善支援に取り組むこと。

民間金融機関においてもコロナ資本性劣後ローンを活用した支援について前向きに検討すること。その際、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、日本政策金融公庫等とも連携し、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

民間金融機関においては、本年2月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能を発揮し、経営改善・再生支援に努めること。

また、官民金融機関においては、取引先の事業者が事業不振の際には、自らが経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に努めることに加えて、M&A・事業再構築・廃業等といった取り得る選択肢の幅を広げる観点から、必要に応じて事業承継・引き継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう促すこと。

(2) 信用保証協会による支援の強化

信用保証協会においては、本年6月に改正された監督指針を踏まえ、民間金融機関をはじめとした関係機関と連携して、例えば信用保証付融資のシェアが高い事業者など、支援先のターゲティングを行い、主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行っていくこと。その際、効果的な経営支援を行うため、協会毎に経営支援の効果検証指標を設定し、支援のPDCAを徹底すること。

また、早期の再生支援を進めていくべく、事業者情報の守秘義務が解除される対象として中小企業活性化協議会などを信用保証委託契約書等に可能な範囲で早期に明記し、再生支援・スポンサー探しなどの事前相談の円滑化を図ること。

信用保証付融資のシェアが高い事業者(求償債権事業者含む)については、民間金融機関をはじめとした関係機関と目線あわせを行うなど連携の上、信用保証協会が主体的に事業再生支援等

の必要性を検討し、必要に応じて、直接又は間接的に、中小企業活性化協議会への相談申込みを実施すること。

全国信用保証協会連合会においては、例えば、一部の協会において用意されている、一定程度のプロパー融資を条件に保証を行う商品など、民間金融機関の経営支援を促進する信用保証の仕組みを中小企業庁とともに検討すること。

(3) 再生ファンド等の活用

信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド(中小企業成長支援ファンド、中小企業再生ファンド等)の組成・活用について真摯に検討すること。

さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても必要に応じて紹介するとともに、民間金融機関においては、資本性劣後ローンのほか、中小企業経営力強化支援ファンド等の活用についても積極的に検討すること。

(4) 信用保証付融資における経営者保証

信用保証協会及び民間金融機関においては、本年3月より申込受付を開始した、信用保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を含む信用保証付融資における経営者保証の提供を不要とする取組みについて事業者に周知し、積極的な活用を促すこと。

その際、信用保証協会においては、経営者保証を提供する保証申込について、信用保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度に関して事業者が説明を受けたことを申込金融機関を介するなどして確認すること。

(5) 事業再生情報ネットワークを活用した支援(公租公課の確実な納付と事業再生の両立)

官民金融機関、中小企業活性化協議会、信用保証協会等においては、外部機関や士業等の専門家と連携しつつ、事業者の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組むこと。

その際、新規融資時は勿論のこと、条件変更や経営改善・再生支援等を検討する適切なタイミングで、事業者の公租公課(社会保険料や税金等)の納付状況を積極的に把握し、公租公課の適切な納付を含む資金繰り計画の策定支援に努めること。

また、公租公課を滞納している事業者に対しては、原則、金融債権等よりも優先的に支払うべき債権であることや公租公課の分割納付計画を遵守しない場合のリスク(差押え等)を認識するよう適切な助言等を行うこと。必要に応じて、既往債務の条件変更等の資金繰り支援や法令に基づく分割納付計画の策定支援を行うなど、事業者の状況を踏まえた対応を徹底し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を図ること。

経営改善・事業再生に向けた事業者の取組状況が、公租公課の徴収現場等に適切に提供されていないと懸念される場合などがあることから、当該取組状況について関係省庁(金融庁・国税庁・厚生労働省・中小企業庁)を通じて、公租公課の徴収現場(年金事務所、税務署等)等に共有する仕組みとして「事業再生情報ネットワーク」が今般創設されます。

そのため、事業者に対し、本ネットワークでの相談先となる中小企業活性化協議会や金融庁に新たに設置する「経営改善・事業再生支援の取組に関する金融庁相談窓口」も有効活用するよう、必要に応じて周知すること。

「事業再生情報ネットワーク」については、中小企業活性化協議会での運用が令和6年6月17日から開始されます^{※4}。

※1 今後の中小企業向け資金繰り支援について公表します(経済産業省)(URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240607002/20240607002.html>)

※2 「今後の中小企業向け資金繰り支援」について(PDF)(URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240607002/20240607002-1.pdf>)

※3 「コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等」について(PDF)(URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240607002/20240607002-2.pdf>)

※4 「事業再生情報ネットワーク」の運用開始(PDF)(URL:<https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240607002/20240607002-3.pdf>)